

**地震火災対策事業に係る  
戸別訪問業務委託マニュアル**  
**(受託者用)**  
**(令和7年)**

発行 横浜市総務局地域防災課

## 目 次

第1章 事業の内容	
1. 目的	2
2. 概要	2
第2章 訪問員の心得	
1. 訪問員心得	3
第3章 戸別訪問業務マニュアル	
【I】 戸別訪問業務の流れ	5
1. 訪問計画の作成	6
2. 訪問予定者リストの作成及び訪問予定者の証明写真の提出	8
3. 説明会の実施	9
4. 訪問の事前準備	9
5. 戸別訪問	9
6. 戸別訪問のまとめ	9
【II】 戸別訪問	
1. 所持品	10
2. 戸別訪問時の事前確認事項	10
3. 戸別訪問	10
4. 説明業務の内容	11
5. 説明の際の注意事項	12
6. 戸別訪問の終了	12
【III】 書式集（記入例）	
1. （様式3）訪問記録様式	14
2. 結果表	15
【IV】 参考資料	16

# **第1章 事業の内容**

## **1. 目的**

本事業は、木造密集地域の戸建住宅に直接訪問し、当該住宅の居住者に対して、市の地震火災の普及啓発を行うことで、市民の防災・減災意識の向上を図り、感震ブレーカーの設置や家具転倒防止器具の設置率を加速させ、市民の安全と安心を確保することを目的とします。

## **2. 概要**

### **2-1 対象**

市から依頼された訪問先の住宅に居住する者とします。（以下、『居住者』という。）

### **2-2 業務内容**

市から依頼された訪問先に直接訪問し、呼び鈴を鳴らし（呼び鈴がない場合は玄関ドアをノックする）、居住者に本マニュアルP10に沿って、市から提供される啓発資料を用い、地震火災対策事業の説明を行うこととします。（訪問の要否、居住者の在宅・不在についても、マニュアルに沿って判断）

## 第2章 訪問員の心得

### 1. 訪問員心得

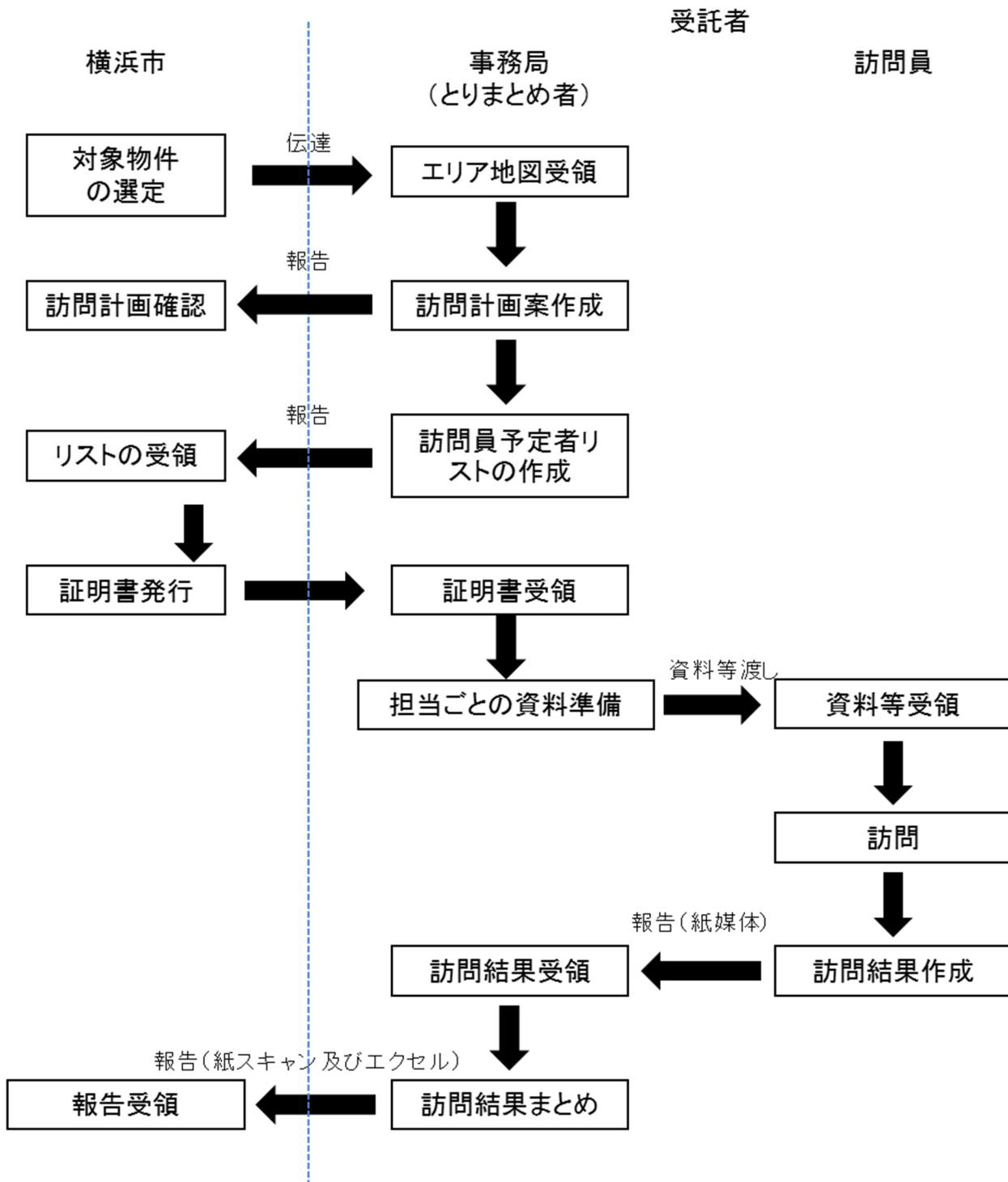
訪問員は、次の項目を遵守して訪問業務を行ってください。

- ① 本業務の趣旨を理解し、市民の「安全・安心」のため、誠意をもって業務にあたること。
- ② 本業務は原則として本マニュアルの内容に従って行うこと。
- ③ 個人情報の管理については充分に注意を払い、本業務以外に使用しないこと。
- ④ 本業務で使用する書式等は横浜市の戸別訪問業務以外で使用をしないこと。
- ⑤ 訪問に際しては、訪問員証明書を必ず提示すること。
- ⑥ 本業務が横浜市の事業であることを認識し、営業行為は行わないこと。
- ⑦ 居住者から業務依頼の相談があっても、戸別訪問時には業務受託は行わないこと。
- ⑧ 不安・誤解を招かないためにも、あいまいな回答はしないこと。

遵守できない場合や苦情等のトラブルが発生した場合、その状況によっては訪問員の活動を停止することがあります。訪問に当たっては心得を遵守するとともに、横浜市の業務であることを認識し、トラブルの未然防止に努めるようご協力お願いします。

## 第3章 戸別訪問業務マニュアル

### 【I】戸別訪問業務の流れ



## 1. 訪問計画の作成

受託者は、横浜市から訪問対象となる戸建て住宅を図示した地図（図1参照）を受領した後に、指定された期間内で全ての訪問対象について訪問する計画を立てることとします。計画を立てる際には、以下の点を考慮してください。

- ・対象物件を効率的に回れること。
- ・住宅間の移動については、徒歩で行えるよう計画を立てること。ただし、場所が離れている等徒歩での移動が非効率だと判断できる場合はこの限りではない。なお、車を利用する場合は、路上駐車をしないこと。
- ・訪問時間は、原則として、午前9時から午後5時までとすること。ただし、これ以外の時間で訪問の必要性があると判断した場合は、市と協議のうえ延長する。
- ・1回目訪問した際不在であった場合は再訪問を行うこと。再訪問の上限は1回までとし、再訪問を含め期間内にすべての訪問を完了する計画を立てること。

訪問計画にあたっては、以下の書類を作成してください。

- ・地図内の対象住宅を訪問するスケジュール（表1参照）

毎月末日（休日の場合は、その前日）を締日として1か月単位でまとめ、期間内に訪問を行う予定の地区について着色等により明記すること。

なお、業務開始後、訪問予定に1週間以上のずれが生じる場合は、市に報告し、状況を踏まえた変更スケジュールを提出してください。変更前のスケジュール表を用い、現状に則した計画としてください。

【図1：市の提供する地図データイメージ】



注1 市が提供する地図は上手のとおり住所情報等の記載はありません。

凡例： ■ 対象住宅  
□ 上記以外

【表1：スケジュール（イメージ）】

訪問計画書例 ※あくまで例示です。

区名	町丁目	1回目訪問			再訪問			8月			8.9月		9月		9.10月		10月			
		1~7日	8~14日	15~21日	22~28日	29~4日	5~11日	12~18日	19~25日	26~2日	3~9日	10~16日	17~23日	24~29日						
西区	赤門町2丁目																			
	霞ヶ丘																			
	境之谷																			
	西戸部町1丁目																			
	西戸部町2丁目																			
	西戸部町3丁目																			
	西前町2丁目																			
	西前町3丁目																			
	東久保町																			
	藤棚町1丁目																			
	藤棚町2丁目																			
	元久保町																			
	伊勢町1丁目																			
	伊勢町2丁目																			
	伊勢町3丁目																			
	老松町																			
	久保町																			
	中央一丁目																			
	中央二丁目																			
	浜松町																			

## 2. 訪問員予定者リストの作成及び訪問員予定者の証明写真の準備

まず、訪問員予定者を確保してください。訪問員予定者は、訪問期間中、受託者に雇用されている者のみとし、雇用関係ない者を指定することはできないこととします。また、個人情報の保護・取り扱いについて研修等を受講している者又は受講予定の者を原則とします。

確保した訪問員予定者について、名簿表（特記仕様書 様式2）を作成してください。なお、作成・記載の方法に関しては、表2を参照してください。

訪問予定者が確保でき、名簿表を作成したら、市へ名簿表を電子メールにて送付してください。

市は、名簿表を受け、訪問員予定者に対し、市が認定していることを証する訪問員証明書【図2：訪問員証明書（イメージ）】を作成し、訪問員予定者（以下「訪問員」といいます。）に対して交付することとします。受託者は、特記仕様書第3項の規定により、当該証明書に貼付けする訪問予定者の写真については、必ず訪問員証明書に貼付し、携帯すること。なお、この際に提出する写真については、以下の項目に従ってください。

- ・写真サイズは、横3.0cm×縦4.0cmとすること
- ・最近3か月以内に撮影したもの。
- ・正面撮影で、上半身・脱帽のもの。
- ・裏面に、名簿票のNo.及び氏名を記入すること。

【表2：名簿表（特記仕様書 様式2）】

No.	訪問員氏名
1	横浜 太郎
2	横浜 次郎
3	横浜 三郎
4	横浜 史郎

【図2：訪問員証明書（イメージ）】

地震火災対策事業 訪問員証明書	
	No. : 00001
	事業者名 : 株式会社○○
	氏名 : 横浜 太郎
	有効期限 : 令和○年○月○日
上記の者は、市の委託を受け、戸別訪問を実施する訪問員であることを証明する。	
横浜市長 印	

### **3. 訪問の事前準備**

事務局（受託者）は、訪問時に使用する資料等について、事前に準備をし、訪問員に配布してください。配布する資料については、以下の書類とします。

#### □配布資料

- ・訪問員の担当する1週間の工程
- ・当該日に訪問を担当する地図（市から配布される地図（紙媒体）で、ファイリングされたもの）
- ・訪問時に使用する周知用チラシ（当該日に配布する資料数としてください。ただし、判断によっては、1つの住宅に複数枚配布する可能性もあるため、不足が出ないよう用意してください。）
- ・市より提供される事業パンフレット等
- ・当日訪問の結果を記録する様式（市が指定する様式とし、当該日の訪問する地図のファイル内にファイリングしてください。）（以下「記録紙」という。）

#### □服装等

- ・訪問業務の際は前述図2の訪問員証明書を着用すること。訪問員証明書を着用する際に使用する名札ホルダー等は受託者が準備すること。
- ・訪問業務の際には、「横浜市 地震火災対策事業」を明記したビブス・帽子を着用すること。ビブス・帽子は受託者が準備すること。
- ・訪問に使用するビブス・帽子のデザイン等については受託契約決定後、横浜市とあらかじめ協議し、決定してください。

### **4. 戸別訪問**

市から依頼された訪問先の住宅に、訪問員が訪問し、地震火災対策事業、感震ブレーカー補助制度の説明を実施してください。事前準備内容や、実際の業務に関しては「【II】戸別訪問」の内容に基づき実施してください。

### **5. 戸別訪問結果のまとめ**

訪問の結果を記録した記録紙を、訪問員の1日の業務が完了した後に、事務局が受領してください。その後、事務局は、訪問の結果を記録した記録紙の内容を対象住戸を判別できるよう住所情報を追加して、対象住戸ごと Microsoft EXCEL に転記してください。

事務局は、月末日（末日が休業日の場合は、その前の営業日とします。）に、前日までの結果表を作成し、市に対して、結果表の Microsoft EXCEL データを報告してください。

報告の方法については別途指示します。

## 【Ⅱ】戸別訪問

### 1. 所持品

戸別訪問時は、下表の資料を持参してください。

	資料名	部数	備 考
①	訪問予定物件の地図		
②	記録紙	1	前節第3項の事前資料
③	事業パンフレット（震災ブレーカー等設置推進事業）	訪問予定	
④	地震火災対策事業周知用チラシ	枚数分	
⑤	訪問員証明書	一	前節第2項の証明書
⑥	筆記用具	一	

### 2. 戸別訪問時の事前確認事項

現地に到着したら、住宅がなくなっていないか、又は、建替え等により新しい建物になっていないかを判断してください。住宅がなくなっている又は明らかに空家であると判断した場合は、記録紙にその旨記載し、当該住宅の戸別訪問を終了し、次の住宅に戸別訪問してください。なお、明らかに空家であると判断できない場合、及び判断に迷う場合は、当該住宅に対する戸別訪問を行ってください。

その後、住宅の呼び鈴を押す前に、目視により次の①～③の項目を確認してください。

- |           |
|-----------|
| ① 呼び鈴の有無  |
| ② 郵便受けの有無 |
| ③ 表札の有無   |

### 3. 戸別訪問

- ① 市より提供された地図情報に基づき訪問対象の戸建て住戸を特定し、訪問実施報告書とともに記録用紙の準備を行ってください。
- ② 訪問結果記録様式及び周知用チラシを用意し、呼び鈴を押してください。ただし、呼び鈴がない場合においては、ドアをノックしてください。
- ③ 居住者が応答した場合は、P10の説明業務の内容に従って、説明業務を行ってください。  
応答がない場合は、郵便受けに震災ブレーカー事業周知用チラシAの1種類を投函してください。（ただし、郵便受けがない場合は、投函は行わないでください。（以下同様））。
- ④ 完了後、記録紙に対応結果を記載し、次の住宅に移動、前項の事前確認事項から、訪問業務を行ってください。
- ⑤ 当該日の訪問予定住宅への訪問が完了したら（ただし、午後5時までに終了しなかった場合は、全ての訪問が完了していない場合でも、原則終了とする。）、事務局に、訪問地図及び記録紙の原本を提出し、該当日の業務完了を報告してください。
- ⑥ 1回目訪問時不在であった住宅へ、②③と同様の流れで再訪問を実施してください。居住者の応答がない場合は、郵便受けに震災ブレーカー事業周知用チラシAと地震火災対策周知用チラシBの2種類を投函してください。
- ⑦ 完了後、④⑤と同様にご対応ください。

## 4. 説明業務の内容

呼び鈴を押した際に、応答があった場合は、以下に沿って説明を行ってください。  
なお、以下は1回目訪問及び再訪問とも共通の内容です。

- ① 応答時、必ず、市からの委託により地震火災対策の推進を行う目的で訪問していること（訪問員証明書を必ず提示してください）、少しお時間をいただき制度の説明を行いたい旨を説明してください。

(説明例) (訪問員証明書を提示しながら) 横浜市から、地震火災対策事業の支援制度をご説明する業務を委託されてお伺いしております、○○株式会社の○○と申します。契約の勧誘ではなく、市の補助制度のご説明をさせていただきたいのですが、お時間いただけませんでしょうか。

・説明必須項目

市の委託であること。
契約の勧誘はしないこと。
補助制度の説明であること。

- ② その後、周知用チラシA及びBを渡し、説明を行ってください。(説明例1参照)

なお、時間がない等、対応していただけなかった場合は、可能な限り説明例2のように説明し、周知用チラシA及びBを投函（手渡し）し、終了とします。

(説明例1) この地域は木造住宅が密集し、大地震時に大規模な火災が発生する恐れのある地域です。  
そのため、横浜市では、感震ブレーカーの全額補助制度を実施しています。

その他にも、市ではこの一覧にある支援制度がございますので、対策をご検討ください。もし詳しい内容をご確認された場合は、裏面に問合せ先を記載しておりますので、お問い合わせください。

・説明必須項目

補助制度があること。	・感震ブレーカー等設置推進事業 ・地震火災対策事業として様々な補助を実施していること
詳しくは問合せ先に連絡してほしいこと	

(説明例2) 制度の内容について記載しているチラシを投函（手渡す場合は、お渡し）させていただきますので、後程ご確認いただければと思います。

・説明必須項目

チラシを投函（またはお渡し）すること
--------------------

- ③ 訪問不在の際には、チラシを投函してください。

1回目訪問の際に不在の場合はAを投函

再訪問の際に不在の場合はチラシA及びBを投函

## 5. 説明の際の注意事項

説明の際には以下のポイントに注意しながら説明を行ってください。なお、居住者の方から質問があった場合には、別紙のQ/Aに基づき、回答を行い、Q/A及び本マニュアル・啓発資料に記載のない項目に関しては、回答はせず、以下の表に記載する質問の概要に応じた問合せ先を案内してください。

### □ポイント

- ・説明は、ゆっくりと行うこと。
- ・資料の該当箇所を示しながら説明すること。
- ・簡潔に説明すること。

表：各補助事業の問合せ先

重点対策地域 の主な個人・家庭向け地震火災対策支援メニュー		
お悩み事	支援メニュー概要	お問合せ先
建築物の解体・新築・改修をしたい	<p>延焼火災から命を守りたい</p>    <p>不燃性能・断熱性能を強化する窓等の改修支援</p> <p>老朽建築物の解体したい</p>   <p>燃えにくい建築物を建築したい</p> <p>木造住宅(平成12年5月末以前に建築)を耐震改修したい</p>  <p>大地震時の建物倒壊等を防ぐ耐震改修支援</p>	<small>※1 【重点対象地域】: 神奈川区、西区、中区、南区、穂子区の各一部(詳しくは裏面に記載)</small> <small>※2 過去2年間、世帯員全員の住民税が非課税である世帯</small> <small>お問い合わせ番号: 1045です。</small> <small>都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595</small>
地震時の出火を防ぎたい	<p>感震ブレーカーを取り付けたい</p>   <p>分電盤に感震ブレーカー(簡易タイプ)の設置支援</p> <p>家具転倒防止器具を取り付けたい</p>   <p>タンスや棚等に家具転倒防止器具の設置支援</p>	<small>解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ上限150万円(最大300万円)まで補助します。</small> <small>耐震改修工事費用を補助 一般世帯 上限115万円 非課税世帯※2 上限155万円</small> <small>「簡易タイプ」の購入費を全額補助し、機器を自宅に送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。</small> <small>高齢者・障害者等のみの世帯へ、購入費を全額補助し、機器の取付支援をします。</small>
発災時スムーズに避難できるようにしたい	<p>危険なブロック塀を改善したい</p>   <p>ブロック塀等の拆除、改善工事の支援</p> <p>自宅前の狭い道路を拡幅したい</p>   <p>狭い道路の拡幅整備の支援</p>	<small>除却工事、及び除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事費用を補助します(上限50万円)</small> <small>「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。</small>
建物の安全性を確認したい	建物の安全性を確認したい	<small>耐火性能や耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣します。</small> <small>都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595</small>

## 6. 戸別訪問の終了

第3項④に記載した、訪問時及び訪問後に訪問結果を、記録紙に次のように記載し、当該日の業務完了後に、事務局に提出してください。

### 【訪問結果の記入方法】

項目	記載方法
住所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住居表示や住宅地図等で住所を確認して記録紙に記載してください。</li></ul>
在宅・不在	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 呼び鈴を押して、応答があった場合は、有に○を、 応答がなかった場合は、無に○を記載してください。</li></ul>
訪問しない理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象住宅が除却されていた場合は、空き地に✓を、 マニュアルを基に外観で判断を行った結果、空き家✓を記載してください。</li></ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 居住者が応答し、啓発を実施した際に、居住者から言われた内容のうち、市へ伝達する必要性があると判断したもの記載してください。</li><li>・ ただし、質問され、問合せ先を案内した場合は、その内容については記載しないこととします。</li></ul>

### **【Ⅲ】 書式集（記入例）**

(様式 3)

No.	住所	1回目訪問	2回目訪問	訪問しない理由	備考
1	※※ 1丁目 1番 1号	在宅 · 不在	在宅 · 不在	<input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> 空き地 <input type="checkbox"/> 戸建住宅以外	
2	※※ 1丁目 1番 5号	在宅 · <input type="circle"/> 不在	在宅 · <input type="circle"/> 不在	<input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> 空き地 <input type="checkbox"/> 戸建住宅以外	
3	※※ 1丁目 1番 6号	在宅 · <input type="circle"/> 不在	在宅 · <input type="circle"/> 不在	<input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> 空き地 <input type="checkbox"/> 戸建住宅以外	
4	※※ 1丁目 1番 9号	在宅 · 不在	在宅 · 不在	<input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> 空き地 <input type="checkbox"/> 戸建住宅以外	

番号体系は任意としますが、対象住戸を一意に表す番号としてください。

1軒の想定の家が、建て替えによって複数家やに建て替わっていた場合、新しい行を追加し、記録をお願いします。

結果表（例）

訪問報告書										最終更新日：		
配達物	地震火災対策・感震ブレーカー事業チラシ											
依頼部数	7,518	納品部数	完了部数	0	在庫							
市区	町丁目	戸建て予定数 （市が提供）	第1回訪問日	訪問数	在宅数	予定数と訪問 数の差数	再訪問数	再訪問在宅数	在宅率 (接觸率)	空家数	戸建て住家以外数	備考
	赤門町 2丁目											
	雲ヶ丘											
	境之谷											
	西戸部町 1丁目											
	西戸部町 2丁目											
	西戸部町 3丁目											
	西前町 2丁目											
	西前町 3丁目											
	東久保町											
西区	藤沢町 1丁目											
	藤沢町 2丁目											
	元久保町											
	伊勢町 1丁目											
	伊勢町 2丁目											
	伊勢町 3丁目											
	老松町											
	久保町											
	中央一丁目											
	中央二丁目											
	浜松町											

## **【IV】參考資料**

(チラシA) 感震ブレーカー事業周知用チラシ

横浜市からのお知らせ 横浜市

## 感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう

感震ブレーカーを設置

停電から復旧時の火災

破損したコードからの漏電

ストーブと可燃物の接触

大きな揺れを感じて自動OFF  
火災防止

横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります!  
重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認  
Step2 感震ブレーカーを追加  
Step3 電子申請で申し込み 5分で完了!  
(郵送・FAXでのお申込みも可能です)

申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

\*予算に達し次第、早期に終了となります。  
申請はお早めに!

(チラシB) 地震火災対策事業周知用チラシ

地震火災で危険なところのイメージ

住宅が密集している  
► 燃え広がりやすい

古い建物が多い  
► 燃えやすい  
► 倒壊して避難の妨げに

道が狭い傾斜地  
► 避難ににくい  
► 消防車や救急車が入りにくい

重点対策地域とは

平成24年の地震被害想定をもとに、地震時の火災による延焼危険性の特に高い地域として、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施している地域です。  
神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部の地域を指定しています。

詳細はこちらをご覧ください

お問い合わせ

横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課

TEL 045-671-3595 FAX 045-671-3595

受付時間 … 平日 8:45 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:15

〒221-0009 横浜市中区本町6-50-10市庁舎29階

横浜市 地震火災対策

大震災の被害想定

その7割は  
**火災**によるものです

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか?

横浜市では、令和7年度から地震火災対策の支援メニューを新規・拡充して、対策を加速させます!

資料1-2

写真提供:神戸市

令和7年度から新規・拡充する個人・家庭向けメニュー

新規メニュー

延焼火災から命を守りたい  
これで補助率1/2だったものを拡充  
窓などの不燃化(防火)改修  
上限100万円補助

火災に強い家  
改修  
避難時間を確保

拡充メニュー

地震の出火を防ぎたい  
これまで器具の取扱支度のみだったものを拡充  
通電火災を防ぐ  
感震ブレーカーの器具代全額補助

地震時に自動でブレーカーを落とす  
通電火災を防止

大きな家具の転倒  
から命を守る

建築物の安全性を確認したい  
これまで器具の取扱支度のみだった補助対象を拡充  
高齢者・障害者等の世帯へ  
家具転倒防止器具の設置費全額補助

耐震強度で家の耐震を防ぐ

平成12年5月以前の  
木造住宅へ無料診断や  
耐震改修補助

※平成26年5月以前の木造住宅で建築された木造住宅

## ■感震ブレーカー補助・支援制度の概要

感震ブレーカー等設置推進事業	
<p>【概要】 申請者へ感震ブレーカーを無償でお渡しする事業</p>	<p>【要件・補助内容】 感震ブレーカーの器具代を全額補助します。（全世帯対象） さらに、以下の要件に該当する方は、取付員を派遣し、感震ブレーカーの取付を代行します。</p> <p>取付支援：同居者全員が以下の全ての要件を満たすものが対象</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 65 歳以上</li><li>・ 身体障害者手帳の交付を受けている</li><li>・ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている</li><li>・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている</li><li>・ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている</li><li>・ 中学生以下</li></ul> <p>※「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯については、イ～オに該当しない限りこの制度の対象にはなりません。</p> <p>※過去に本制度を利用したことがある方は対象外です。</p>

## ■補助・支援制度の比較表・問い合わせ先

重点対策地域の主な個人・家庭向け地震火災対策支援メニュー				
お悩み事	支援メニュー概要	お問合せ先		
建築物の解体・新築・改修をしたい	延焼火災から命を守りたい	防火・断熱性能 UP!	防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。(上限100万円/棟、複数回に分けて申請可)	都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595
	老朽建築物の解体したい	不燃性能・断熱性能を強化する窓等の改修支援	解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ上限150万円(最大300万円)まで補助します。	
	燃えにくい建築物を建築したい	老朽建築物の解体や耐火性の高い建築物の新築支援		
	木造住宅(平成12年5月末以前に建築)を耐震改修したい	大地震時の建物倒壊等を防ぐ耐震改修支援	耐震改修工事費用を補助 一般世帯: 上限115万円 非課税世帯※2: 上限155万円	建築局建築防災課 (耐震事業担当) ☎ 671-2943
地震時の出火を防ぎたい	感震ブレーカーを取り付けたい	分電盤に感震ブレーカー(簡易タイプ)の設置支援	「簡易タイプ」の購入費を全額補助し、機器を自宅に送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。	船山株式会社 ☎ 0120-993-918 総務局地域防災課 ☎ 671-3456
	家具転倒防止器具を取り付けたい	タンスや棚等に家具転倒防止器具の設置支援	高齢者・障害者等のみの世帯へ、購入費を全額補助し、機器の取付支援をします。	株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 ☎ 03-5438-5511 総務局地域防災課 ☎ 671-3456
発災時スムーズに避難できるようにしたい	危険なブロック塀を改善したい	ブロック塀等の撤去、改善工事の支援	除却工事、及び除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事費用を補助します(上限50万円)	建築局建築防災課 (事務担当) ☎ 671-2930
	自宅前の狭い道路を拡幅したい	狭い道路の拡幅整備の支援	「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。	(狭い道路担当) ☎ 671-4544
建物の安全性を確認したい	建物の安全性を確認したい	耐火性能や耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣します。		都市整備局防災まちづくり推進課 ☎ 671-3595

※他の要件あり。詳しくは担当課へ問い合わせてください